

2022年2月14日

各位

東京都中央区日本橋浜町三丁目21番1号
株式会社建設技術研究所
代表取締役社長 中村哲己
(コード番号 9621 東証第一部)
問合先 取締役執行役員管理本部長 鈴木直人
電話 03-3668-4125

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり2022年3月24日開催予定の当社第59回定時株主総会に「定款一部変更の件」を提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 機動的な資本政策が可能となるよう、自己の株式の取得を追加するものであります。
(変更案第6条)
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第12条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除にともない、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 条文の新設・削除にともなう条数の整備等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

別紙「定款変更案」のとおりであります。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年3月24日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年3月24日(予定)

以上

定款変更案

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株式	第 2 章 株式
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
(新設)	(自己の株式の取得) 第 6 条 当社は、会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
第 6 条～第 9 条 (条文省略)	第 7 条～第 10 条 (現行どおり)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 10 条～第 11 条 (条文省略)	第 11 条～第 12 条 (現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(削除)
第 12 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(電子提供措置等) 第 13 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
(新設)	

現 行 定 款	変 更 案
第13条～第48条 (条文省略) (新設)	第14条～第49条 (現行どおり) 附則 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置) 第1条 変更前定款第12条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第13条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第12条はなお効力を有する。 3 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日以後にこれを削除する。